工作物石綿事前調査者講習

（登録番号第 6 号 登録有効期間満了日：令和 11 年 12 月 19 日）

令和 5 年 1 月 11 日に公布された石綿障害予防規則の一部改正により、令和 8 年 1 月 1 日以降に着工する炉設備、電気設備、配管等の工作物の解体、改造又は補修工事についても、有資格者による事前調査が義務付けられます。上記「事前調査」を行う場合、厚生労働大臣が定める「工作物石綿事前調査者講習」を修了した者等に行わせなければならないとされました。

本講習は、工作物等の石綿に係る事前調査を行うために必要な資格を付与するための講習です。当協会は島根労働局の登録を受けて当該講習を実施いたします。

1. 受講資格

別紙「受講資格及び提出書類一覧」にてご確認ください。

2. 開催日時・会場・定員

開 催 月 日	開催時間	会　　場	定　員
令和 8 年 8 月 26 日（水） 27 日（木）	8 時 50 分より 受付 8 時 20 分より	浜田市下府町 327-114 島根県ﾄﾗｯｸ協会西部研修会館	60 名

3. 科目・時間割

科　目		時 間 割
第一日	オリエンテーション	8:50 ～ 9:00
	工作物石綿事前調査に関する基礎知識 1	9:00 ～ 10:00
	<休　憩>	10:00 10:10
	工作物石綿事前調査に関する基礎知識 2	10:10 ～ 11:10
	<休　憩>	11:10 ～ 11:20
	石綿使用に係る工作物図面調査	11:20 ～ 12:20
	≪昼食・休憩≫	12:20 ～ 13:10
	石綿使用に係る工作物図面調査　(続き)　(休憩 20 分含む)	13:10 ～ 16:30
第二日	現場調査の実際と留意点(休憩 10 分含む)	9:00 ～ 12:10
	≪昼食・休憩≫	12:10 ～ 13:00
	現場調査の実際と留意点　(続き)	13:00 ～ 14:00
	<休　憩>	14:00 ～ 14:10
	工作物石綿事前調査報告書の作成	14:10 ～ 15:10
	<修了考査前の復習時間>	15:10 ～ 15:40
	修了考査（試験）　(15:40 から修了考査(試験)説明開始)	15:45 ～ 17:25

※石綿作業主任者技能講習修了者（受講資格区分「1」）でお申し込みの方は、「工作物石綿事前調査に関する基礎知識 1」の受講は免除扱いとなり、受講されなくても欠席とはなりませんが、修了考査は免除されませんので、受講されることをお勧めします。

４．受講料・テキスト代（消費税率 10%　税込）※インボイスは領収証発行にて対応します。

区　分 / 受講資格	受　講　料	テキスト代	合　　計
受講資格区分「１」以外の受講者	４４，０００円	５，２８０円	４９，２８０円
受講資格区分「１」の受講者 （石綿作業主任者技能講習修了者） ※全科目受講する場合も金額は同じ	４０，７００円	５，２８０円	４５，９８０円

振込の場合（振込手数料は、振込人の負担）は、下記の口座に受講料（テキスト代を含む）をお振込み後、必ず受講申込書裏面に振込金受取書の写しを添付のうえ下記郵送先へ郵送してください。なお、複数の講習の申込みについては、まとめて振込むことができます。（HP 掲載メニュー「受講料等合算振込の内訳書」を添付の上受講申込書を一括して送付してください。）

【振込先】
山陰合同銀行　松江駅前支店　普通預金　2144428
（口座名）　ｼｬ)ｼﾏﾈﾛｳﾄﾞｳｷｼﾞｭﾝｷｮｳｶｲ
一般社団法人　島根労働基準協会

５．申込方法・注意事項

別紙申込書により**受講資格を確認の上**、申し込みの手続きをしてください。
別欄「受講申込手続き等」を必ずご覧ください。
https://www.shima-roukikyo.or.jp/school/kousyu/
仮申込として、事前に受講申込書を FAX していただくこともできます。(WEB 予約も可能)
仮申込から 14 日以内に申込手続き（受講料の支払、申込書等の原本提出）をお願いします。
なお、仮申込を取り消す場合は必ず当協会へご連絡下さい。
＊開講時間に遅れる等、受講すべき時間数が不足したときは修了証明書を交付できませんのでご注意ください。

６．携行品

筆記用具(筆記具、消しゴム等)

７．修了考査

①全講習科目を受講した方のみ、修了考査を受験することができます。欠席した科目が一科目でもある場合は、修了考査を受験できません。
※受講資格区分「1」（石綿作業主任者技能講習修了者）でお申込みの方は、「建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識 1」の受講が免除されていますので、この科目を受講しなくても欠席扱いにはなりません。但し、修了考査の出題範囲にはこの科目も含まれますのでご承知ください。(試験は免除されませんので、受講されることをお勧めします。)
②合否の基準
修了考査は全科目の合計得点が、60%以上が合格となります。
③合格した方
講習の全科目を修了し、修了考査に合格した方に「修了証明書」を交付します。
④不合格となった方
不合格となった方(不正行為によって受講取消しとなった方を除く)には、「受講証明書」を交付します。
「受講証明書」は、修了考査を再受験する際に必ず必要となるものです。
⑤修了考査の内容及び個別合否の結果の問合せには、一切応じられませんのでご了承ください。

８.修了考査再受験

修了考査再受験は、島根労働基準協会の工作物事前調査者受講者に限り、有効期限内(受講終了日の属する年度の翌々年度末まで)であれば再受験することができます。

修了考査再試験料　　5,500 円(税込)

９.本人確認について

受講当日に本人確認のため次のいずれかを持参してください。「自動車運転免許証、マイナンバーカード（表面)、公の機関が証明した資格証明書（衛生管理者免許証など)」

外国籍の方は、在留カードまたは特別永住者証明書を必ず持参してください。

１０．お問い合わせ先・郵送先

〒690-0825　松江市学園一丁目５番３５号

一般社団法人島根労働基準協会

（TEL　０８５２－２３－１７３０　　FAX　０８５２－２３－１７８８）

受講資格及び提出書類一覧

<table>
<tr><th></th><th>受講資格</th><th>実務経験年数</th><th>添付書類</th><th>事業者証明</th></tr>
<tr><td>1</td><td>労働安全衛生法別表第十八第二十三号に掲げる石綿作業主任者技能講習を修了した者</td><td>実務経験年数不問</td><td>石綿作業主任者技能講習修了証の写し</td><td>原本証明</td></tr>
<tr><td>2</td><td>学校教育法による大学（短期大学を除く。）において、工学に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した者</td><td>卒業後の工作物に関する実務経験年数：２年以上</td><td rowspan="4">卒業証明書(原本)
又は
卒業証書(学位記)
の写し
※現在の氏名と異なる場合は変更の事実が確認できる(新旧氏名が記載されている)戸籍抄本等公的書類を添付すること。</td><td rowspan="4">従事歴の証明
(申込書記載)</td></tr>
<tr><td>3</td><td>学校教育法による短期大学（修業年限が三年であるものに限り、同法による専門職大学の三年の前期課程を含む。）において、工学に関する正規の課程又はこれに相当する課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。4 において同じ。）</td><td>卒業後の工作物に関する実務経験年数：３年以上</td></tr>
<tr><td>4</td><td>学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校において、工学に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した者（3 に該当する者を除く。）</td><td>卒業後の工作物に関する実務経験年数：４年以上</td></tr>
<tr><td>5</td><td>学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、工学に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した者</td><td>卒業後の工作物に関する実務経験年数：７年以上</td></tr>
<tr><td>6</td><td>上記受講資格「2～5」に該当しない者</td><td>工作物に関する実務経験年数：11 年以上</td><td></td><td>従事歴の証明
(申込書記載)</td></tr>
<tr><td>7</td><td>労働安全衛生法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第百八号）による改正前の労働安全衛生法別表第十八第二十二号に掲げる特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者</td><td>工作物石綿事前調査に関する実務経験年数：５年以上</td><td>特定化学物質等作業主任者技能講習修了証の写し</td><td>従事歴の証明
(申込書記載)</td></tr>
<tr><td>8</td><td>建築行政又は環境行政（石綿の飛散の防止に関するものに限る。）に関わる者</td><td>実務経験年数：２年以上</td><td colspan="2" rowspan="3">行政官庁による該当業務従事歴証明書</td></tr>
<tr><td>9</td><td>労働安全衛生法第九十三条第一項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官又は同項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官であった者</td><td></td></tr>
<tr><td>10</td><td>労働基準監督官として従事した経験を有する者</td><td>従事経験年数：２年以上</td></tr>
<tr><td>11</td><td>2 から 10 までのいずれかに該当する者と同等以上の知識及び経験を有する
(作業環境測定士(第一種・第二種))</td><td>工作物石綿事前調査に関する実務経験年数：５年以上</td><td>作業環境測定士登録証の写し
(上記※参照)</td><td>従事歴の証明
(申込書記載)</td></tr>
</table>

※上記「工作物に関する実務経験」とは、工作物の研究、設計、製作又は据付け等の業務とし、これらには工作物の解体工事又は改修工事の実務経験を含む。

下記のいずれかに〇をして下さい		
WEB 予約	FAX 予約済	予約なし

※受講番号
※修了証明書番号

工 作 物 事 前 調 査 者 講 習
受 講 申 込 書

ふりがな		印	開催月日	受講地
受講者 氏　名			8 月 26 日 27 日	浜　田
旧姓等併記の希望　□　(希望者は□に✔) 旧姓等記入欄　(　　)※注 3		生年月日	昭和　　年　　月　　日 平成	

住　所		(郵便番号　　－　　)
勤務先	名　称	(TEL　　－　　－　　FAX　　－　　－　　) 個人でお申込の場合も電話番号は必ずご記入ください。
	所在地	(郵便番号　　－　　)

受講資格 1～8 の該当する受講資格の番号を〇で囲い、1・8 は修了証の写し、2～5 は卒業証明書等、11 は登録証の写しを添付して下さい	1　石綿作業主任者技能講習を修了した者 2　学校教育法による大学(短大を除く)において、工学に関する正規の課程又はこれに相当する過程を修めて卒業後、工作物に関して 2 年以上の実務経験を有する者 3　学校教育法による短期大学において、工学に関する正規の課程、相当課程(夜間に授業を行うものを除く)を修めて卒業後、工作物に関して 3 年以上の実務経験を有する者 4　学校教育法による短期大学又は高等専門学校において、工学に関する正規の課程を修めて卒業後、工作物に関して 4 年以上の実務経験を有する者 5　学校教育法による高等学校において、工学に関する正規の課程を修めて卒業後、工作物に関して 7 年以上の実務経験を有する者 6　工作物に関して、11 年以上の実務経験を有する者 7　労働安全衛生法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第百八号）による改正前の労働安全衛生法別表第 18 第 22 号に掲げる特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者で工作物石綿事前調査に関して 5 年以上の実務経験を有する者 8　その他、受講資格一覧の区分 8～11 に該当する者　(受講資格区分＿＿＿＿) 受講資格 2～8 にかかる業務従事年数 □ 年 □ 月から □ 年 □ 月まで □ 年 □ ケ月間
証　明	上記記載内容は事実であり、受講資格に関する裏面添付書類(資格等)は原本と相違ないことを証明します。 令和　　年　　月　　日 事業者職氏名　　印

上記のとおり申し込みます。

島根労働基準協会加入の有無	有	無
受講料等納入方法	月　　日	
振込・現金	円	

令和　　年　　月　　日　　(振込金受取書の写しを添付のこと。)

(一社)島根労働基準協会長　殿

注１　※印の欄へは受講者が記入しないでください
注２　申し込み後、所定の受講票を郵送しますので、これを会場に必ずご持参ください。
注３　修了証明書に旧姓等の併記ができます。ご希望の方は、旧姓等が確認できる書類(戸籍謄本、住民票、運転免許証等)を添付してください。
注４　外国籍の方は「講習会受講における日本語の理解力確認書」等(HP 参照)も併せて提出してください。
注５　ご記入いただいた個人情報は、講習目的以外に利用することはありません。

※工作物とは

「工作物」とは、建築物以外のものであって、土地、建築物又は工作物に設置されているもの又は設置されていたものの全てをいい、例えば、煙突、サイロ、鉄骨架構、上下水道管等の地下埋設物、化学プラント等、建築物内に設置されたボイラー、非常用発電設備、エレベーター、エスカレーター等又は製造若しくは発電等に関連する反応槽、貯蔵設備、発電設備、焼却設備等及びこれらの間を接続する配管等の設備等があります。

なお、建築物内に設置されたエレベーターについては、かご等は工作物ですが、昇降路の壁面は建築物になります。(令和 2 年 10 月 28 日付基発 1028 第 1 号「石綿障害予防規則の解説について」引用)

事前調査に関して資格が必要となる工作物の種類と資格の種類は下表のとおりです。

〈対象工作物及び事前調査の資格〉

区　分	対象工作物	事前調査の資格 (下記のいずれか)
特定工作物 石綿障害予防規則第４条の２第１項第３号の規定に基づき厚生労働大臣が定める物 (令和２年厚生労働省告示第２７８号、一部改正令和５年厚生労働省告示第８９号)	① 反応槽 ② 加熱炉 ③ ボイラー及び圧力容器 ④ 配管設備(建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く。) ⑤ 焼却設備 ⑥ 貯蔵設備(穀物を貯蔵するための設備を除く。) ⑦ 発電設備(太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。) ⑧ 変電設備 ⑨ 配電設備 ⑩ 送電設備(ケーブルを含む。)	・工作物石綿事前調査者
	⑪ 煙突(建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く。) ⑫ トンネルの天井板 ⑬ プラットホームの上家 ⑭ 遮音壁 ⑮ 軽量盛土保護パネル ⑯ 鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板 ⑰ 観光用エレベーターの昇降路の囲い(建築物であるものを除く。)	・工作物石綿事前調査者 ・一般建築物石綿含有建材調査者 ・特定建築物石綿含有建材調査者 ・令和５年９月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者
特定工作物以外の工作物	上記(①～⑰)以外の工作物 (※)塗料その他の石綿等が使用されているおそれがある材料の除去等の作業に限る。	